

総合防除実践指標モデル検討会 設置要領

1. 趣旨

令和7年1月以降、有識者による「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会」を設置し、平成17年に策定された総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針（平成17年9月30日付け17消安第6260号）を見直し、新たに「総合防除実践ガイドライン」（以下「実践ガイドライン」という。）として取りまとめを行った。

今後、実践ガイドラインに基づき、「予察・予防」に重点を置いた総合防除を推進・普及していくためには、総合防除を各農業者により分かりやすい形とするため、各都道府県等による地域の実情に応じた総合防除実践指標の策定が必要であり、その策定を促進するためには、主要作物毎の総合防除実践指標モデルの充実を図る必要がある。

また、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）においては、食料の安定供給の観点から、総合防除を一層推進し、現場に浸透させる必要がある旨が記載されるとともに、その達成状況を把握するKPIとして、総合防除実践指標の策定数が設定されたところ。

これらのことから、各都道府県等の総合防除実践指標の策定を促進するための総合防除実践指標モデルの作成を目的として、本検討会を設置する。

2. 委員及び運営

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、委員の互選により選任する座長を置く。
- (3) 座長は、必要に応じて座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があったときは、その職務を代理する。
- (5) 検討会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 検討会には、オブザーバーとして都道府県職員の出席を認めることができる。
- (7) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の了承を得て定める。

3. その他

- (1) 検討会は、原則非公開とする。
- (2) 会議資料及び議事概要は、委員の了解を得た上で公表することができる（守

秘すべき事項に係る資料を除く。)

- (3) (1) 及び (2) に関わらず、検討会の運営に支障があると認められる場合など（例：個人の権利や利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる場合等）、検討会が必要と判断したときには、会議及び会議資料を非公開とすることができる。
- (4) 検討会に係る事務は、消費・安全局植物防疫課において行う。

「総合防除実践指標モデル検討会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 大野 和朗 : 元宮崎大学農学部教授
- 越智 直 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究
部門作物病虫害防除研究領域病虫害防除支援技術グループ 上級
研究員
- 清水 健 : 千葉県農林水産部担い手支援課専門普及指導室 上席普及指導員
- 菅 太一 : 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係 主任
- 布山 佳浩 : 長野県農政部農業技術課 副主任専門技術員
- 村上 理都子 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究
部門作物病虫害防除研究領域生物的病虫害防除グループ グルー
プ長補佐
- 好野 奈美子 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究
部門雑草防除研究領域雑草防除グループ 上級研究員